越前町認定地域クラブ活動指導者登録制度

１．目的

越前町認定地域クラブ活動指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、越前町認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）において、指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導者」という。）による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導等を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を定めるものである。

２．定義

本制度に基づき、越前町が定める研修を受講し、越前町に登録された指導者を「越前町認定地域クラブ活動指導者」（以下「認定指導者」という。）という。

３．研修

指導者登録に当たって、越前町が定める研修は、以下の内容とする。

（１）対象となる研修（研修実施者）

① 越前町が自ら行う研修

② 福井県が行う研修

③ 越前町が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

（２）研修の内容・実施方法

研修内容については、越前町において「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」を基に具体的な内容を定める。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、年１回以上実施する。

４．登録要件

越前町は、次の全ての要件を満たす者を認定指導者として登録する。

（１）越前町に居住する中学生を指導の主な対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、「３．研修」に規定する越前町が定める研修を受講した者であること。

（２）暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒間におけるこうした行為を認識した場合には、適切に対応することを誓約した者。

（３）以下のいずれにも該当しない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

② 暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に属する者、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者。

③ 過去に体罰、暴力、暴言、ハラスメントその他指導者として不適切な行為を行った者又は性犯罪その他参加生徒の安全確保の観点から著しく不適当と認められる経歴を有する者。

５．登録手続等

（１）認定指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、越前町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して越前町認定地域クラブ活動指導者登録申請書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。

（２）教育委員会は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしていると認めるときは、必要に応じて登録申請者に対し研修の受講案内を行うものとする。

（３）学校教育に関する知識及び指導経験を有する兼職兼業教員については、教育委員会が適当と認める場合に限り、研修の全部又は一部を免除することができる。

（４）教育委員会は、申請内容及び保有資格等（スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格（例：日本スポーツ協会公認コーチ１から公認コーチ４等））を審査し、研修の全部又は一部を免除することができる。

（５）教育委員会は、登録申請者の研修受講を確認した後、認定指導者として登録するものとする。福井県等が研修を行う場合には、教育委員会が福井県等に対して登録申請者の受講状況を照会するものとする。

（６）登録申請者が所属する実施主体が決まっている場合には、実施主体を通じて、登録申請者から教育委員会に対する登録申請書等の提出を行うことや、教育委員会から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことができる。

（７）教育委員会は、認定指導者として登録した者に対し、越前町認定地域クラブ活動指導者登録証（様式第３号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（８）認定指導者は、氏名、住所、連絡先、所属実施主体その他登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに教育委員会に越前町認定地域クラブ活動指導者登録事項変更届（様式第４号）を提出するものとする。

（９）教育委員会は、認定指導者登録簿を備え、登録事項を管理するものとする。

６．登録の辞退

認定指導者は、健康上の理由等により登録を辞退しようとするときは、教育委員会に越前町認定地域クラブ活動指導者登録辞退届（様式第５号）を提出するものとする。

７．有効期間

（１）登録の有効期間は、最長３年（登録の日から登録の日の属する年度の翌々年度の末日まで）とする。

（２）有効期間満了後も引き続き登録を希望する者は、越前町認定地域クラブ活動指導者登録更新申請書（様式第６号）により更新申請を行うことができる。

（３）更新申請を行う者は、越前町が指定する研修を受講しなければならない。

（４）教育委員会は、更新申請の内容及び研修受講状況を確認し、適当と認める場合は登録を更新するものとする。

８．認定指導者の遵守事項

認定指導者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）生徒の人格を尊重し、安全かつ適切に指導を行うこと。

（２）体罰、暴言、ハラスメントその他これに類する行為を行わないこと。

（３）生徒及びその保護者との適切な関係を保持すること。

（４）教育委員会又は実施主体からの指導及び助言に従うこと。

（５）事故等が発生した場合は、速やかに実施主体及び教育委員会に報告すること。
（６）活動を通じて知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。認定指導者でなくなった後も、この規定を遵守しなければならない。

９．不適切行為への対応
（１）認定指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視その他の不適切行為を行ってはならない。
（２）認定指導者は、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力に属すること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。
（３）認定指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、教育委員会が、当該指導者及び参加生徒、保護者その他関係者から事案の事実確認等を行うとともに、必要に応じて実施主体と連携し、事案に応じた適切な対応を行うものとする。
（４）教育委員会は、把握・確認した事実関係等に基づき、必要な指導、助言その他適切な対応を行うものとする。

10．登録の取り消し等
（１）教育委員会は、認定指導者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の停止、取消しその他必要な措置を行うことができる。
① 登録申請に虚偽があったとき。
② 法令に違反する行為を行ったとき。
③ 体罰、暴言、ハラスメントその他認定指導者として不適切な行為を行ったとき。
④ 認定指導者の遵守事項に違反したとき。
⑤ その他認定指導者として不適当と認められる事由があるとき。
（２）教育委員会は、前項の措置を行おうとするときは、あらかじめ本人に対し弁明の機会を与えるものとする。ただし、参加生徒の安全確保その他緊急を要する場合は、この限りでない。
（３）教育委員会は、第１項の規定により登録の停止、取消しその他必要な措置を行ったときは、その理由を本人に通知するものとする。
（４）登録を取り消された者の再登録の可否及び手続については、教育委員会が別に定める。
（５）登録を辞退した者又は登録を取り消された者は、速やかに登録証を教育委員会に返還しなければならない。

11．個人情報の取扱い
（１）教育委員会は、本制度の運用に必要な範囲において、登録者の個人情報を利用することができる。
（２）教育委員会は、認定地域クラブ活動の認定及び運営に必要な範囲に限り、認定地域クラブ活動実施主体と登録情報を共有することができる。
（３）個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令等を遵守するものとする。

附　則
（施行期日）

１　本制度は令和８年１０月３０日から施行する。

２　教育委員会は、本制度の施行後の運用状況を勘案し、必要があると認めるときは制度の見直しを行うものとする。